

| | | | |
|-----------|---|------|---|
| 講義名 | 経済法B | | |
| 科目区分 | 学部フリーゾーン | | |
| 担当教員 | 小畑 徳彦 | | |
| 開講期・曜日・時限 | 後期 水曜日 1時限 | 授業形態 | |
| | 2018年度 人間社会学部 人間健康学科 スポーツ健康コース／2018年度 人間社会学部 人間健康学科 健康マネジメントコース／2018年度 人間社会学部 人間健康学科／2018年度 人間社会学部 観光学科 ホテル・プライダグコース／2018年度 人間社会学部 観光学科 観光事業コース／2018年度 人間社会学部 観光学科／ | | |
| 履修開始年次 | 3年生 | 単位数 | 2 |
| | | 備考 | |

| 主題と概要 | | | |
|---|--|--|--|
| <p>この講義では、最近の違反事例を紹介しながら、企業が事業活動を行う際の基本ルールを定めている独占禁止法とそれに関連する下請法及び景品表示法について学びます。</p> <p>どの法律も、事業活動を行っていく上で知っておかなければならない大切な法律です。</p> <p>経済法Aと合わせて、社会に出て経済活動に携わっていくために必要不可欠ともいえる経済法の考え方や知識を身につけてください。</p> | | | |

| 到達目標 | | | |
|---|--|--|--|
| <p>独占禁止法のうち不公正な取引方法及びそれに関連する景品表示法及び下請法について、どのような行為がなぜ禁止されているのか、違反した場合にどのような行為がとられるのかを理解し、具体的な事例に当てはめて、違反となるかどうか、どの条項に該当するかを判断し、それを説明できるようにする。</p> | | | |

| 提出課題 | | | |
|---|--|--|--|
| <p>授業の理解度を確認するため、毎回確認テスト（論述式）を行い答案を提出してもらう。</p> <p>そのほか、3回程度小テスト（論述式、持ち帰って解答を書いて提出）を行う。</p> | | | |

| 課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック | | | |
|---|--|--|--|
| <p>確認テストは、次回の講義の冒頭で解説・講評する。</p> <p>小テストは、提出期限後に解説・講評する。</p> | | | |

| 評価の基準 | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| <p>小テスト30%、定期試験（論述式、すべて持ち込み可）70%</p> | | | |

| 履修にあたっての注意・助言他 | | | |
|---|--|--|--|
| <p>勉強して内容を理解し、事例に当てはめることができるようにならなければ単位はとれません。</p> <p>しっかりと授業を受けて確認テストの問題を解き、復習して次回の解説を聞いて自分の理解が正しいかどうか確認しさらに復習するといった地道な学習を続けることが大切です。</p> <p>分からないことがあれば、参考文献を読んだりオフィスアワーに質問に来るなどして、確実に理解するようにしてください。</p> <p>できれば経済法Aと合わせて履修してください。</p> <p>この科目の履修の前に法学入門を履修するなどして法律の基礎知識を学んでおくと、理解しやすいでしょう。</p> | | | |

| 教科書 | |
|-----------------|--|
| <p>. 使用しない。</p> | |

| プリント資料及び参考文献 | |
|---|--|
| <p>毎回レジュメを配布する。その他、適宜資料を配布する。</p> <p>配布したレジュメ・資料と授業で使用したスライドは、RYUKA PORTALに掲載する。</p> <p><参考文献></p> <p>菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法（第2版）』商事法務 2400円</p> <p>鈴木加人、小畑徳彦他『TXT経済法』法律文化社 2700円</p> | |
| 授業計画 | |

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 独占禁止法の概要 不公正な取引方法とは何か 再販売価格の拘束 排他条件付取引 拘束条件付取引 不当な取引拒絶 差別的取扱い、不当廉売 競争者に対する取引妨害、抱き合わせ販売 不当な利益による顧客誘引 景品表示法（1）景品表示法の概要、景品類の制限及び禁止 欺まんの顧客誘引 景品表示法（2）不当表示の禁止 優越的地位の濫用 下請法（1）下請法の概要、下請法が適用される取引 下請法（2）親会社の義務と禁止行為 不公正な取引方法に対する措置（1）排除措置命令・課徴金納付命令 不公正な取引方法に対する措置（2）差止請求・損害賠償請求、経済法Bのまとめ |
|--|

| 授業形態（アクティブ・ラーニング） | |
|--|--|
| ア：PBL（課題解決型学習） | |
| イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態） | |
| ウ：ディスカッション、ディベート | |
| エ：グループワーク | |
| オ：プレゼンテーション | |
| カ：実習、フィールドワーク | |

| 準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間 | |
|--|--|
| <p>シラバスを見て次回の授業について参考書等で予習する。（各回1時間）</p> <p>授業を受けた後、配布したレジュメや資料、スライド（RYUKA PORTALに掲載）を利用して授業の内容を復習する。そして、授業の最後に出された問題をもう一度解いてみて、次回の授業の際の問題解説で確認し再度復習する。（各回3時間）</p> <p>小テストは成績の30%を占めるので、レジュメや資料、参考書を利用して十分に調べた上で答案を作成し、必ず期限内に提出する。（小テストごとに3時間）</p> | |

| 双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述 | |
|------------------------|--|
| | |

| 実務経験の有無及び活用 | |
|--|--|
| <p>実務経験あり。公正取引委員会に約30年勤務し、独占禁止法違反事件の審査等を行った経験を活かし、社会に出た後、実務に役立つ講義をしたい。</p> | |

| 備考 | |
|---|--|
| <p>毎回の確認テストや小テストは提出しただけでは点数になりません。しっかりと授業を聞き、復習し、問題の解説を聴いて、合格点がとれるよう努力してください。毎回の確認テストや3回程度行う小テストを解き、解説を聴いて復習し理解することが定期試験対策にもなります。</p> | |